

令和 7 年 度 施 工

業務設計書（公示用）

業務名： 下水道工事用機械器具損料データ改訂業務

令和 7 年 6 月 単価適用

下水道河川局事業推進部管路保全課技術管理係

業 務 説 明 書

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1. 概要 | (1) 機械器具損料データの改訂 一式 |
| 2. 場所 | － |
| 3. 期間 | 契約締結日から令和7年10月31日まで |
| 4. 図面 | － |
| 5. 仕様書 | 下水道工事用機械器具損料データ改訂業務仕様書による。 |
| 6. 特記仕様書 | 下水道工事用機械器具損料データ改訂業務特記仕様書による。 |

下水道工事用機械器具損料データ改訂業務仕様書

（業務の目的）

第1条 本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す業務内容を実施し、土木工事積算システムに登録されている札幌市下水道の独自機械器具損料データの改訂を実施することを目的とする。

（仕様書の適用）

第2条 業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、本市係員と協議した後施行する。

（法令等の遵守）

第3条 受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（中立性の保持）

第4条 受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第5条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（提出書類）

第6条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって、本市の契約約款に定めるもののほか、本市係員の指示する書類を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

（主任技術者）

第7条 主任技術者は、業務の全般にわたり、監理を行わなければならない。

2 受注者は、業務の進捗を図るため、必要な数の業務担当者を配置しなければならない。

3 受託者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。成果品をとりまとめるにあたり、各資料を相互の整合を確認するうえで、確認マークを記すなどしてわかりやすく結果を示し、間違いの修正を行うための照査を実施しなければならない。

（審 査）

第8条 受注者は、業務完了前に本市の審査を受けなければならない。

2 審査において、訂正を指示された場合は、ただちに本市係員と協議し、訂正した後、本市の審査を受けなければならない。

3 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務の不備が発見された場合は、ただちに再調査し当該業務の修正を行わなければならない。

なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

(疑義の解釈)

第9条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合は、本市係員と協議を行いその指示に従うこと。

(委託内容・結果等の所有)

第10条 本委託に関する内容、結果等の所有はすべて本市に所属するものとする。受注者は、本市の同意なくして委託内容・結果等を当該業務以外に使用してはならない。

下水道工事用機械器具損料データ改訂業務特記仕様書

この特記仕様書は、下水道工事用機械器具損料データ改訂業務（以下「業務」という。）に適用する。

1 業務内容

積算システムに登録されている札幌市下水道の独自機械器具損料データについて、令和7年度改訂を実施すること。改訂データ数は、700点程度とし、基礎価格の根拠については以下のとおりとする。

基礎価格の根拠
物価資料 ・月刊「積算資料」2025年9月号 ・推進工事用機械器具等基礎価格表 （一般財団法人 経済調査会） ・月刊「建設物価」2025年9月号 ・推進工事用機械器具等基礎価格表 （一般財団法人建設物価調査会）
・札幌市特別調査
・損料情報のみ登録

（1）機械器具損料データ管理資料の作成

以下の根拠資料に基づき、機械器具損料データ管理資料（Excelファイル形式）を作成すること。

- ① 2025年度版「推進工事用機械器具等損料率参考資料」（公益社団法人 日本推進技術協会）
- ② 2025年度版 積算資料「推進工事用機械器具等基礎価格表」
（一般財団法人 経済調査会）
- ③ 2025年度版 建設物価「推進工事用機械器具等基礎価格表」
（一般財団法人 建設物価調査会）
- ④ 月刊「積算資料」2025年9月号（一般財団法人 経済調査会）
- ⑤ 月刊「建設物価」2025年9月号（一般財団法人 建設物価調査会）
- ⑥ その他（発注者の提示する資料）

受注者は業務を遂行するにあたり、②～⑤の資料の著作権者より資料のデータ化と使用についての許諾を得るものとする。なお、①については発注者が許諾を得るものとする。また、各図書の発刊状況により根拠資料を変更する場合は発注者と協議を行う。その他、根拠資料の改定に伴うデータ数の変更や、機械器具損料データ管理資料の作成にあたり疑義が生じた場合、これに依りがたい場合は発注者と協議すること。

(2) 機械器具損料データの作成

機械器具損料データ管理資料に基づき、機械器具損料データを作成する。データ形式はXML形式とし、収録項目は表－1のとおりとする。

(3) 審査

成果品のとりまとめの段階で、「機械器具損料データ管理資料」、「機械器具損料データ」作成に使用した入力データの整理、適否の審査をする。

2 成果品

成果品の納品時期は発注者と協議すること。なお、成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にウィルスチェックを実施したうえで提出することとし、提出形式は以下のとおりとする。

(1) データ（CDに収録） 1部

- ・機械器具損料データ管理資料（Excelファイル形式）
- ・機械器具損料データ（XML形式）

（機械区分2）の値で以下の通りファイルを分けて納品すること

（ア）J A C I C 準拠（A B C）	1 ファイル
（イ）mあたり（H）	1 ファイル
（ウ）損料値登録（J）	1 ファイル

- ・打ち合わせ記録簿

(2) 報告書（紙） 1部

- ・機械器具損料データ管理資料
- ・打ち合わせ記録簿

3 貸与資料

令和6年度版 機械器具損料データ管理資料

4 雑則

(1) 再委託

主たる部分は再委託してはならない。なお、本業務における「主たる部分」は下記のとおりとする。

- ・機械器具損料データの改訂
- ・機械器具損料データ管理資料の作成
- ・機械器具損料データの作成
- ・審査
- ・報告書作成

（２）環境への配慮

本業務においては、本市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- １） 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- ２） ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- ３） 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ４） 成果品を製本で提出する際は、極力再生紙を用いること。
- ５） 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

（３）著作権の譲渡等

- １） 受注者は、成果品が著作権法に該当する場合には、該当著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者へ無償で譲渡するものとする。
- ２） 発注者は、成果品が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- ３） 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときには、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者に承諾なく自由に改変することができる。
- ４） 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

（４）提出書類

受注者は、表－２の書類を本市係員へ提出すること。

（５）支払い方法について

全ての役務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額を請求することができる。

表－１ 機械器具損料データ仕様

(札幌市下水道) 機械器具損料データ仕様

タグ名称	属性	内容	最大バイト数	備考
(1)機械損料データ		機械損料データのルートタグ		
(2)機械損料	1 機械コード	当該機械に割り振られたコード	10	
	2 運用開始年月	機械損料データの運用開始年月	6	西暦yyyymm
	3 有効終了年月	機械損料データの有効終了年月	6	西暦yyyymm
	4 機械区分1	機械の種類	1	
		H:札幌市下水道		
		J:項目「基礎価格」に損料を設定する		
	5 機械区分2	内容	1	
		A:運転時間当り機械損料		
		B:運転日当り機械損料		機械区分1が「H」の場合使用
		C:供用日当り機械損料		
		H:m当りの機械器具損料		
		J:		機械区分1が「J」の場合使用
	6 分類1	大分類	4	省略可
	7 分類2	中分類	3	省略可
	8 分類3	小分類	7	省略可
	9 名称	機械損料データの名称	80	
	10 規格	機械損料データの規格	80	省略可
	11 単位	機械損料データの単位	16	
	12 低騒音低振動割増率	低騒音・低振動の割増率	4	省略可
	13 超低騒音超低振動割増率	超低騒音・超低振動の割増率	6	省略可
	14 岩石割増区分	岩石割増区分	2	省略可
	15 豪雪波浪割増区分	豪雪・波浪割増しを行えるか否かの区分	2	豪雪地域補正対象のとき、「1」を設定。
	16 交替制対象区分	交替制対象の区分	2	省略可
	17 機械輸送区分	機械輸送割増しを行えるかの区分	2	省略可
	18 機械輸送補正	機械輸送の割増し率	6	省略可
	19 基礎価格補正	基礎価格の割増し率	8	省略可
	20 燃料コード1	燃料コード1	10	省略可
	21 燃料コード2	燃料コード2	10	省略可
	22 燃料コード3	燃料コード3	10	省略可
	23 燃料消費量1	燃料コード1に対応する燃料消費量	8	省略可
	24 燃料消費量2	燃料コード2に対応する燃料消費量	8	省略可
	25 燃料消費量3	燃料コード3に対応する燃料消費量	8	省略可
	26 残存率	残存率	4	省略可
	27 保険料率	保険料率	6	省略可
	28 機関出力	機関出力	8	省略可
	29 機械重量	機械重量	8	省略可
	30 損料算定表1欄	基礎価格	12	機械区分2が「J」の場合、損料
	31 損料算定表2欄	標準使用年数	4	
	32 損料算定表3欄	年間標準運転時間数	6	
	33 損料算定表4欄	年間標準運転日数	4	
	34 損料算定表5欄	年間標準供用日数	6	
	35 損料算定表6欄	維持修理費率	4	
	36 損料算定表7欄	年間管理費率	4	
	37 損料算定表8欄	運転1時間当たり損料率	6	
	38 損料算定表9欄	運転1時間当たり損料	8	
	39 損料算定表10欄	供用1日当たり損料率	6	
	40 損料算定表11欄	供用1日当たり損料	8	省略可
	41 損料算定表12欄	運転1時間当たり換算値損料率	6	
	42 損料算定表13欄	運転1時間当たり換算値損料	8	機械区分2が「A」「B」「C」「H」の場合使用
	43 損料算定表14欄	供用1日当たり換算値損料率	6	
	44 損料算定表15欄	供用1日当たり換算値損料	8	
	45 運転日当たり運転時間	運転日当たり運転時間	6	
	46 供用日当たり運転時間	供用日当たり運転時間	6	
	47 現場損料率	現場損料率	8	
	48 現場損料費	現場損料費	8	
	49 年間管理費率	年間管理費率	4	
	50 供用日機械管理費	供用日機械管理費	8	
	51 換算損料	換算損料	8	
	52 評価額	評価額	8	
	53 標準推進延長	標準推進延長	8	省略可 機械区分2が「H」の場合使用

表－２ 提出書類

No.	名称	部数	提出等頻度	提出時期	備考
1	役務着手届	1	着手時 1 回	契約後 速やかに	
2	主任技術者等指定通知書	1	着手時 1 回	契約後 速やかに	
3	主任技術者経歴書	1	着手時 1 回	契約後 速やかに	
4	役務日程表	1	着手時 1 回	契約締結後 5 日以内に	
5	実施計画書	1	着手後 1 回	着手後 速やかに	
6	役務完了届	1	完了時 1 回	完了時 速やかに	第 9 号様式
7	その他業務主任の指示によるもの	1	必要に応じて	適宜	

役 務 着 手 届

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住所)

受託者

(氏名)

下記役務は 令和 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1 役務番号 第 一 号

2 役 務 名

- ※ 提出部数 2 部
- ※ 提 出 先 担当職員
- ※ 提出期限 着手日と同日

主任技術者等指定通知書		
令和 年 月 日		
札幌市長 様		
(住所)		
受託者		
(氏名)		
TEL		
役務番号	役 務 名	
第 - 号		
上記役務に係る主任技術者等を次のとおり定めた別紙経歴書を添えて通知します。		
区 分	氏 名	備 考

※ 技術者等と受託者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

別紙 技術者経歴書

※ 主任技術者 主任設計者 主任監理者 設備資格者 照査技術者					経歴書	
現住所						
氏名				生年月日	※昭和 平成 年 月 日生	
最終学歴	卒業年月		学校名		専攻学科	
	※昭和 平成 年 月					
職歴	※昭和 平成 令和 年 月		入社（ 年 月退職）			
	※昭和 平成 令和 年 月		入社			
技術資格	※昭和 平成 令和 年 月				取得No.	
	※昭和 平成 令和 年 月				取得No.	
主要業務等経歴	業務名			受託金額（千円）		履行期間
	直前1年分					年 月 年 月
						年 月 年 月
	直前2年分					年 月 年 月
				年 月 年 月		

注 1) ※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。

注 2) 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

役 務 日 程 表

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住 所)
受託者
(氏 名)

下記役務について、別紙日程をもって履行したいので、承認して下さるようお願い
します。

記

1 役務番号 第 - 号

2 役 務 名

着 手 令和 年 月 日

3 履行期間

完 了 令和 年 月 日

※ 提出部数 2 部
※ 提 出 先 担当職員

日 程 表 (別紙)

[illegible]